

小児への訪問看護に係る関係機関の連携強化

自治体への情報提供の見直し

- 訪問看護ステーションから自治体への情報提供について、15歳未満の小児の利用者を含める。

現行

【訪問看護情報提供療養費1】

[算定対象]

- (1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
- (3) 精神障害を有する者又はその家族等

改定後

【訪問看護情報提供療養費1】

[算定対象]

- (1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
- (3) 精神障害を有する者又はその家族等
- (4) 15歳未満の小児**

学校等への情報提供の見直し

- 医療的ケアが必要な児童等について、訪問看護ステーションから学校への情報提供に係る要件を見直すとともに、情報提供先に保育所及び幼稚園を含める。

現行

【訪問看護情報提供療養費2】

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部)への入学時、転学時等により初めて在籍することとなる利用者について、訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該義務教育諸学校からの求めに応じて、必要な情報を提供した場合に、利用者1人つき月1回に限り算定。

改定後

【訪問看護情報提供療養費2】

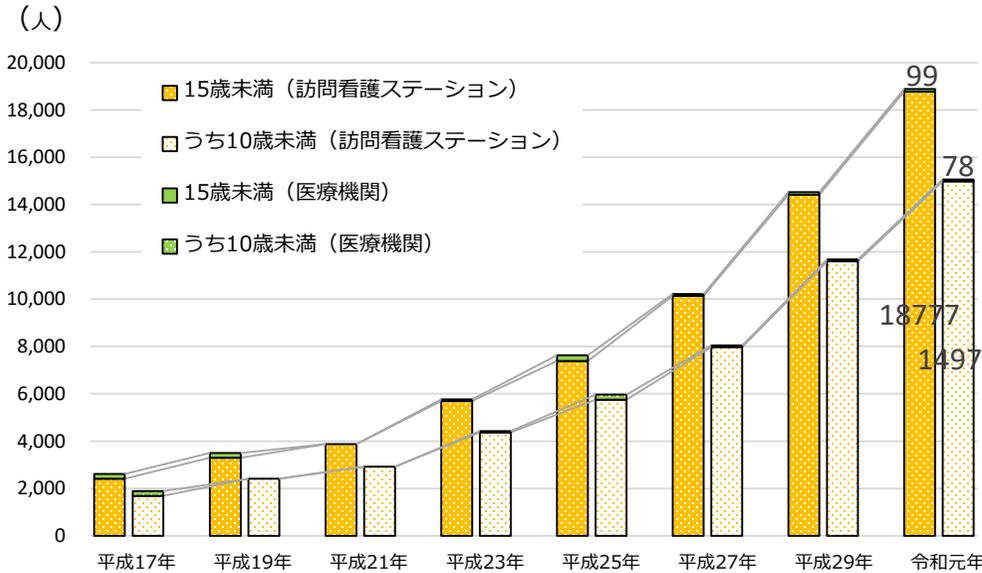
[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、**学校等(保育所等、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部)へ通園又は通学する利用者**について、訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該**学校等**からの求めに応じて、必要な情報を提供した場合に、利用者1人つき**各年度1回**に限り算定。**また、入園若しくは入学又は転園若しくは転学等により当該学校等に初めて在籍することとなる月については、当該学校等につき月1回に限り、別に算定可能。**



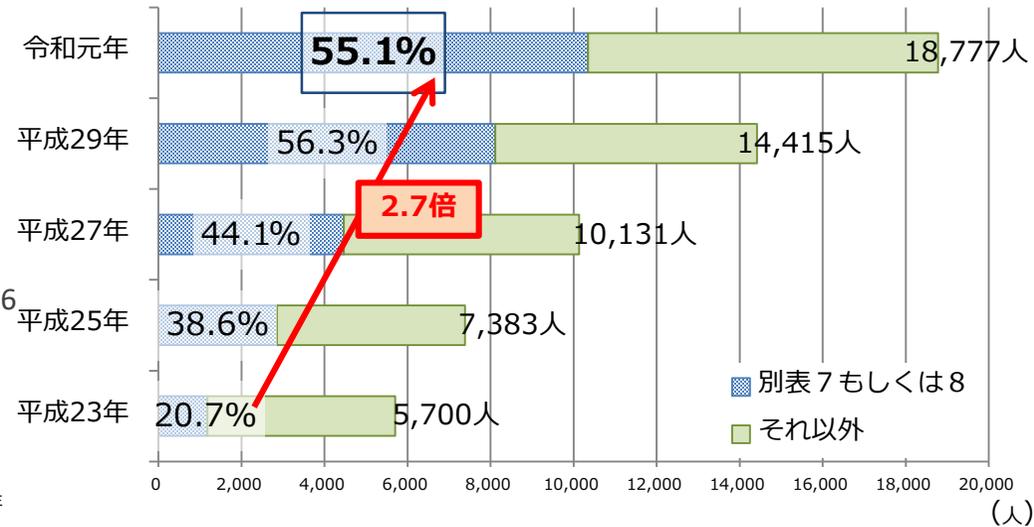
- 訪問看護を受ける小児(15歳未満)の利用者数は増加しており、近年増加傾向が著しい。
- 小児の訪問看護利用者数のうち、難病等や医療的ケア(基準告示第2の1)に該当する者の割合は、平成23年に比べて令和元年は約2.7倍である。

■小児の訪問看護利用者数の推移



【出典】訪問看護療養費実態調査をもとに保険局医療課にて作成 (各年6月審査分より推計)
社会医療診療行為別統計 (調査) (各年6月審査分)

■小児の訪問看護利用者数のうち、基準告示第2の1に該当する者※1,2の割合 (訪問看護ステーションのみ)



【出典】訪問看護療養費実態調査をもとに保険局医療課にて作成 (各年6月審査分より推計)

※1：別表第7

末期の悪性腫瘍
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患
多系統萎縮症

プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
後天性免疫不全症候群
頸髄損傷
人工呼吸器を使用している状態

※2：別表第8

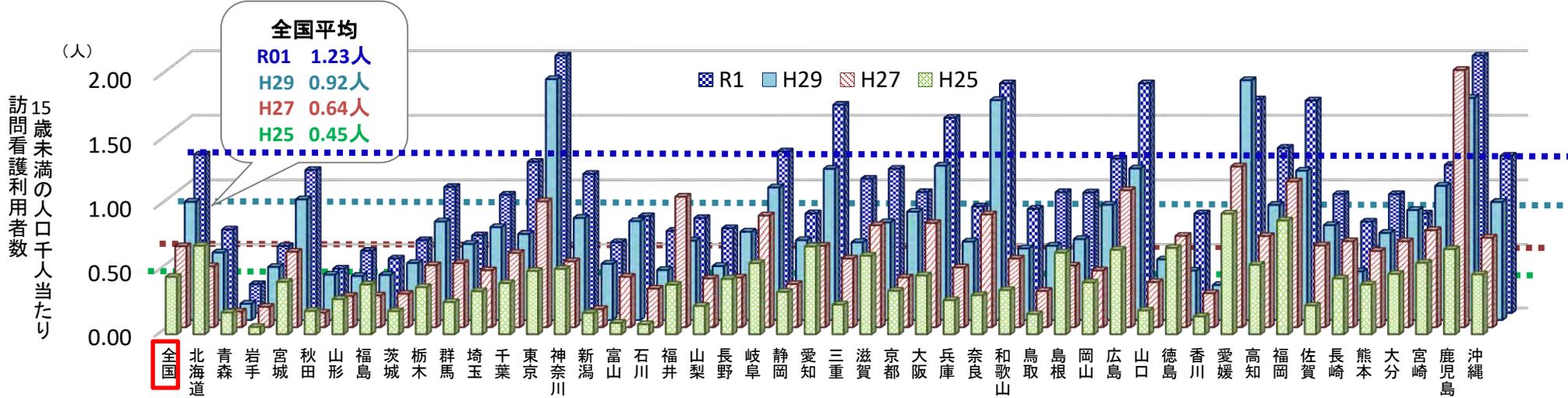
1 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
2 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理

在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理
3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

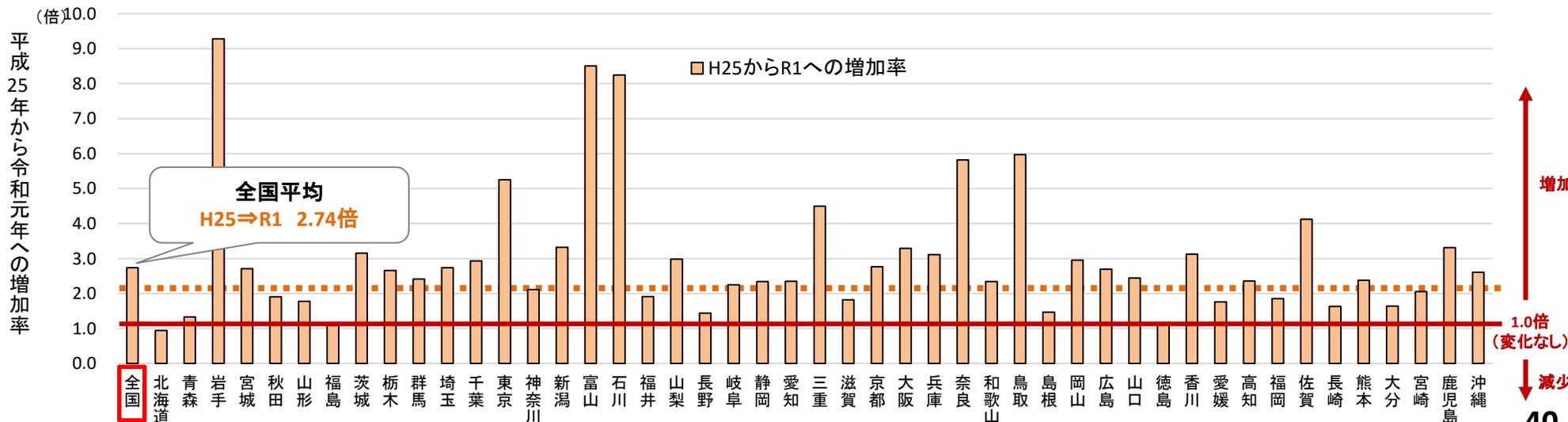
都道府県別の15歳未満の訪問看護利用者数

○ 全国的に15歳未満の訪問看護利用者数は増加傾向だが、増加率は都道府県間の差が大きい。

■15歳未満の人口千人当たり訪問看護利用者数（医療保険のみ）



■15歳未満の人口千人当たり訪問看護利用者数のH25からR1への増加率（医療保険のみ）



【出典】人口推計（総務省統計局）、訪問看護療養費実態調査をもとに保険局医療課にて作成（各年6月審査分より推計）

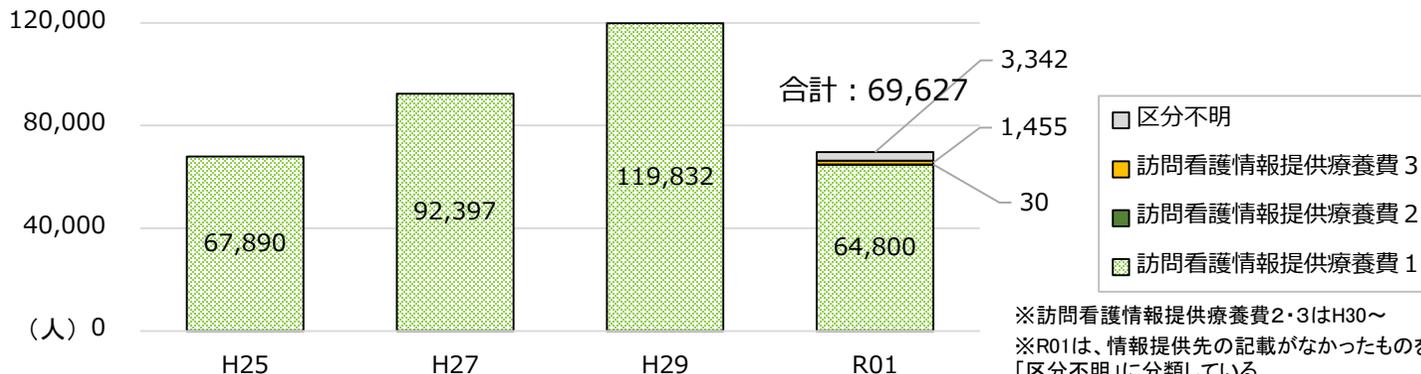
訪問看護情報提供療養費の算定要件及び算定状況

○ 訪問看護情報提供療養費の算定状況は以下の通り。

	訪問看護情報提供療養費 1	訪問看護情報提供療養費 2	訪問看護情報提供療養費 3
金額	1,500円	1,500円	1,500円
情報提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・都道府県 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等 ・小学校 ・義務教育学校 ・中等教育学校（前期課程） ・特別支援学校（小学部、中学部） ※ 看護職員が勤務している学校が対象	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院
算定対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・別表第7該当者 ・精神障害を有する者、その家族等 ・15歳未満の小児 	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳未満の超重症児、準超重症児 ・15歳未満の別表第7該当者 ・15歳未満の別表第8該当者 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関等に入院・入所する利用者
主な算定要件	利用者の同意を得て、市町村等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該市町村等が利用者に対して、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス等の福祉サービスを有効に提供するために必要な情報を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族の同意を得て、学校等の求めに応じて、医療的ケアの実施方法等の指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供 ・各年度1回に限り算定 ・入園若しくは入学又は転園若しくは転学時等の当該学校等に初めて在籍する月については別に算定できる 	利用者の同意を得て、利用者の診療を行っている保険医療機関が入院・入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたり、指定訪問看護に係る情報を主治医に提供
算定状況※ 機能強化型/ 機能強化型以外 (R2年9月分)	算定した事業所：60.6%/29.4% 平均人数：12.2人/3.9人 中央値：3.0人/0.0人	算定した事業所：1.9%/0.6% 平均人数：0.3人/0.0人 中央値：0.0人/0.0人	算定した事業所：19.2%/7.0% 平均人数：0.4人/0.2人 中央値：0.0人/0.0人

※ 出典：令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査「在宅医療と訪問看護に係る評価等に関する実施状況調査」（訪問看護調査票・事業所票）
※ 各療養費を算定した利用者がある訪問看護ステーションの割合、算定した利用者があるステーションにおける算定利用者数の平均人数、中央値、最小人数、最大人数を記載

■ 訪問看護情報提供療養費の算定人数



※訪問看護情報提供療養費2・3はH30～
※R01は、情報提供先の記載がなかったものを「区分不明」に分類している

【出典】訪問看護療養費実態調査をもとに保険局医療課にて作成(各年6月審査分より推計)

算定可能な情報提供先の整理

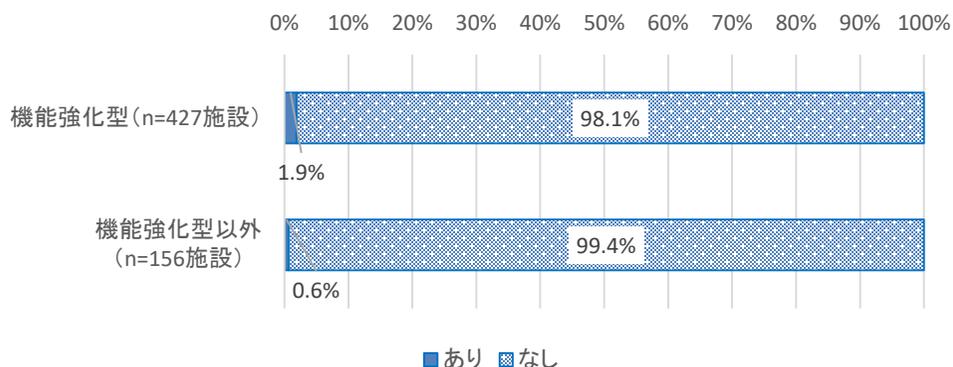
- 令和2年度診療報酬改定において、小児への訪問看護に係る関係機関の連携強化の観点から、医療的ケアが必要となる児童等について、学校等への情報提供の見直しを行っているが、高校学校や指定障害児相談支援事業所等については情報提供先の対象となっていない。

情報提供先	医療機関 【診療情報提供料Ⅰ】	訪問看護ステーション 【訪問看護情報提供療養費】
保険医療機関	○	○(療養費3)
市町村	○	○(療養費1) (都道府県含む)
指定特定相談支援事業者【障害者総合支援法】	○	×
指定障害児相談支援事業者【児童福祉法】	○	×
精神障害者施設【障害者総合支援法】	○	×
介護老人保健施設、介護医療院	○	○(療養費3)
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校 (前期課程)、特別支援学校(小学部・中学部) 【学校教育法】	○	○(療養費2)
保育園【児童福祉法】、幼稚園【学校教育法】	×	○(療養費2)
高等学校、中等教育学校(後期課程)、 特別支援学校(高等部)【学校教育法】	×	×

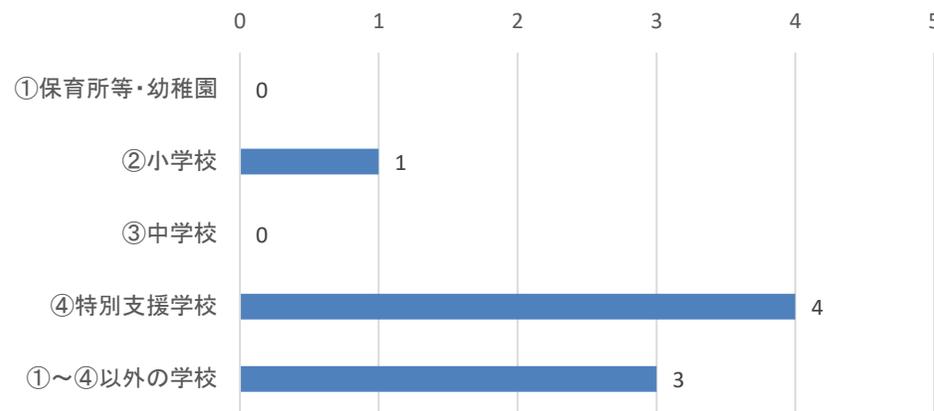
学校への情報提供(訪問看護情報提供療養費2)について

○ 訪問看護情報提供療養費2を算定できなかった理由として、「算定対象となる利用者ではなかった」と「算定対象となる情報提供先ではなかった」が多かった。

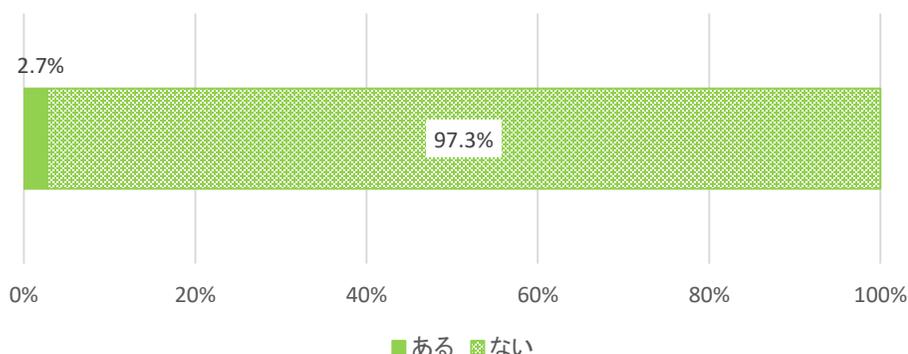
■ 訪問看護管理療養費別の訪問看護情報提供療養費2を算定した利用者の有無 (令和2年9月)



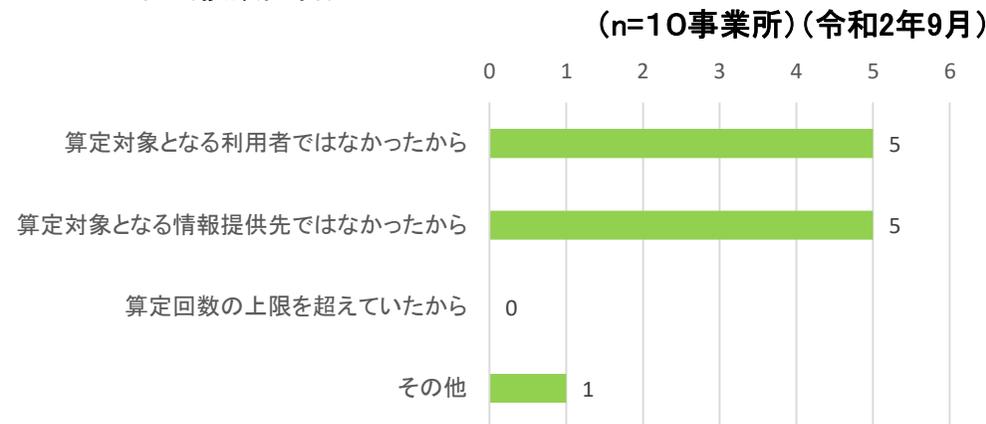
■ 訪問看護情報提供療養費2を算定した利用者の情報提供先 (n=8人) (令和2年9月)



■ 訪問看護情報提供療養費2を算定できないが小児の利用者について訪問看護の情報提供書の送付を求められたことがある事業所 (n=365事業所) (令和2年9月)



■ 情報提供書を求められたが訪問看護情報提供療養費2を算定できなかった理由 (複数回答) (n=10事業所) (令和2年9月)



訪問看護に係る課題(小括3)

(小児の訪問看護における関係機関等との連携について)

- ・ 訪問看護を受ける小児(15歳未満)の利用者数は増加しており、近年増加傾向が著しい。
- ・ 令和2年度診療報酬改定において、小児への訪問看護に係る関係機関の連携強化の観点から、医療的ケアが必要となる児童等について、学校等への情報提供の見直しを行っているが、高等学校や指定障害児相談支援事業所等については情報提供先の対象となっていない。
- ・ 訪問看護情報提供療養費2を算定できなかった理由として、「算定対象となる利用者ではなかった」と「算定対象となる情報提供先ではなかった」が多かった。